

三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市本郷人権文化センター
所在地／三原市本郷町船木 3115 番地
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407

こうえんかい かいさい 講演会を開催しました

7月17日、^{ちいき}地域の^{みまも}見守り活動と^{かつどう}生活支援活動について、^{せいかつしえんかつどう}三原市社会福祉協議会本郷地域センターの方からお話を伺いました。

^{しやかいふくしきようぎかい}社会福祉協議会では、^{ちいき}地域の人に^{みまも}見守りサポーターになってもらい、^{ししきやう}市社協、^{みんせいいいん}民生委員と一緒に^{いっしょ}日常生活の中で^{なかにちじようせいかつ}高齢者のみの^{せたい}世帯の人を見守る活動や訪問介護サービスの生活援助で^{たいおう}対応できない掃除、^{そうじ}草取り、^{くさと}ゴミ出し等を、^だご近所お互い様活動として「ほっとは一と」に登録している人が支援する活動をしているそうです。

^{じゅうみんかん}住民間の関係性が希薄になっている中、^{き はく}大切な活動だと思



み は ら し じぎようしゃとうじんけんもんだいけんしゅうかい かいさい 三原市事業者等人権問題研修会を開催します

と き：令和8（2026）年10月6日（火）14：00～15：20

ところ：市役所本庁3階 304、305、306会議室（^{かいぎしつ}港町三丁目5番1号）

演 題：^{がいこくじん}外国人の雇用と人権

講 師：^{う え だ しゅうぞう}上田修三さん（^{おおさかきぎようじんけんきようぎかい}大阪企業人権協議会）

定 員：^{てい いん}対面 50 人、^{オンライン}オンライン 150 人（オンラインは事前予約要）

申し込み：^{もうしこ}右の申込フォームからお申し込みください



HP



申込フォーム

^{しせつちよう}施設長のひとり言：^{あさひふじ}旭富士25連勝でストップ🙄。^{れんしやう}でも4場所連続優勝。^{ばしよりんぞくゆうしやう}大相撲幕内に若元春という関取がいます。^{おおずもうまくうち}しこ名からもわかるように^{わかともと}若隆元、^{せきどり}若隆景と^な力士3兄弟の2番目です。^な（^な毛利3兄弟の毛利隆元、^{いんたい}吉川元春、^{いんたい}小早川隆景からしこ名、^{いま}若隆元は引退）。^{いま}今では^{まほろし}幻の決まり手となった「うっちゃり」という技をだす数少ない力士です。^な50年程前はうっちゃり、^な吊り出し、^な外掛け、^な内掛けなど技も多彩でしたが、^な今では^な難しくなりました（力士の大型化）。^な土俵下のマットをもっと分厚くし、^な若元春にはケガの心配なく「うっちゃり」に挑戦してほしいものです。

人 権 相 談

^{じんけんしんがい}人権侵害や差別などでお悩みの人は、^{じんけんそうだんいん}人権相談員にご相談ください。

^{そうだん}相談は無料で秘密は守られます。

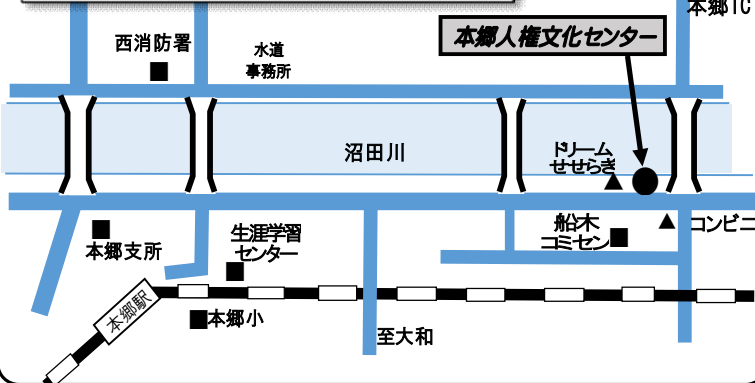
^{き が る}気軽に相談してください。

●と き ^{ど にち}土・日・祝日は除く 10時～16時

●ところ ^{み は ら し ほんごうじんけん ぐん か}三原市本郷人権文化センター

●電 話 0848-86-3333

本郷人権文化センター略図



人権のひろば



「企業における人権(その6)」について紹介します。

【一般事業主行動計画の策定・届出】

一般事業主行動計画とは、会社が従業員の仕事と生活の調和を図り、誰もがより働きやすくするために、会社が個別に定める計画のことです。

計画では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や、女性の活躍推進支援など、会社の状況に応じた行動計画や、子育てをしていない従業員も含めた労働条件の整備などに取り組むために

(1)計画期間 (2)目標 (3)目標達成のための対策及びその実施期間
を定めるものです。

常時雇用する労働者が101名以上の企業には、計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられます。公表はイメージアップにつながるほか、必要に応じて計画を修正することで、職場改善につながります！

※令和7(2025)年4月1日からは、育児休業等の取得状況や労働時間の状況把握、改善すべき事情の分析をすることが義務づけられています。

★きょうは何の日？ 9月 人権カレンダー

9月10日 世界自殺予防デー

2023年に、世界保健機関(WHO)と国際自殺予防学会(IASP)が共同で開催した、世界自殺防止会議の初日を世界自殺予防デーとして決意表明(宣言)された日です。

日本では、自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。